

ご存じですか？

国民年金保険料は、退職（失業）による特例免除があります！

こんなにある特例免除メリット！まずは申請を！

メリット1

保険料を一部納付したのと同じ

※免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して3分の1となります。

メリット2

万が一の際にも確かな保障！

※病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

メリット3

本人所得を除外して審査！

※特例免除とは、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。（配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。）

通常の場合	→	申請者本人の所得	申請者の配偶者の所得	世帯主の所得
特例免除の場合	→	申請者本人の所得	申請者の配偶者の所得	世帯主の所得

手 続 き

特例免除は、申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除申請」を提出（郵送可）して下さい。（申請書は市区町村役場、または社会保険事務所にあります。）また、この特例免除については、配偶者、世帯主が退職された場合にも対象となります。

◆手続きに必要なもの

- ① 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書等）
- ② 認め印（本人が署名する場合は不要）
- ③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）

◆追納のおすすめ

国民年金には、追納という制度があり10年以内なら免除を受けた期間の保険料を納めることができます。追納されることにより、老齢基礎年金の年金額に算入されます。また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきますので、お早めにされることをおすすめします。

◆お問い合わせ先

松江市社会保険事務所 〒690-8511 松江市東朝日町107 TEL：0852-23-9542 または、
海士町役場生活環境課住民係 〒684-0403 海士町大字海士1490 TEL：08514-2-1821

平成21年4月から

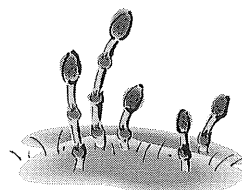
海士町で母子寡婦福祉資金貸付金の一部の事務を行います

海士町では、島根県からの事務権限の移譲により、4月から母子寡婦福祉資金貸付金の各種申請及び届出の受理、償還事務を行います。

●次の書類は提出先が海士町となります。

- ① 母子寡婦福祉資金貸付金貸付関係
- ② 母子寡婦福祉資金貸付金償還関係
- ③ 母子寡婦福祉資金貸付金一般

●貸付金の償還事務は原則として海士町が行うことになります。



【お問い合わせ先】 海士町役場 健康福祉課 福祉係 TEL 08514-2-1823

しまね地球温暖化防止県民運動

環境家計簿キャンペーン 関連イベント

しまね地球温暖化防止県民運動として行う「環境家計簿キャンペーン」事業として、応募のあった10名につき1本割合で、島根県内に広葉樹を植栽する。県内を3区分（出雲・石見・隠岐）して各地域の応募者数を積み上げ、その数に応じて植栽本数を決める。樹木の植栽は、二酸化炭素吸収源として森林の効果を啓発することも期待している。



“脱！温暖化の森づくり”について

◆植栽会場 金光寺 山麓

◆日 時 (3月20日(金)) 10時～12時10分

◆植 種 クヌギ ウリハダ カエデ 各25本

◆関係先

協力(運営) 隠岐自然村代表 深谷 治

◆お問い合わせ先

◆島根県地球温暖化対策協議会

(財)しまね自然と環境財団 松江事務所

TEL: 0852-32-5260

隠岐法律相談センター

2009年(平成21)年4月～2010年(平成22)年3月

※原則午後1時～3時(隠岐汽船の時間によって変更有)

相 談 日	担当者	相 談 日	担当者
平成21年4月24日	浅田 憲三	10月30日	井上 晴夫
5月29日	田中 庸雄	11月27日	田中 庸雄
6月26日	熱田 雅夫	12月25日	射場かよ子
7月24日	田中 庸雄	平成22年1月29日	田中 庸雄
8月 7日	安藤 有理	2月26日	丑久保和彦
9月25日	田中 庸雄	3月26日	田中 庸雄

◇担当弁護士が、松江・出雲在住のとき

前日午後5時00分までに予約がない場合は実施しない

◇担当弁護士が隠岐在住の時、当日、相談時間内であれば予約をとる

※諸般の事情により、相談日時が変更になる場合があります。

▼お問い合わせ先

〒690-0886

松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7F

島根県弁護士会 担当 井上

TEL 0852-21-3225 FAX 0852-21-3398

労働に関する労使間のトラブルの解決をお手伝いします

(労働相談・個別労働関係紛争のあっせん)

一方的に解雇されると言われた、有給休暇がない、残業しているのに手当を払ってもらえないなどの労使関係のトラブルについて、相談、あっせんにより解決のお手伝いをします。

○労働相談 島根県雇用政策課では、労働相談員が相談を受け付けます。個別労働関係紛争に関するものは、島根県労働委員会を紹介します。

・相談日 原則として毎週月・水・金曜日 8:30～17:15(面談・電話)

※Eメール(雇用政策課ホームページ専用フォーム)による相談も随時受け付けています。

○あっせん

・あっせんとは あっせん員(労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員から原則1名ずつ)が当事者双方の主張を確かめ、解決に結び付く合意点を探り、話し合いによる解決のお手伝いをします(あっせんで当事者が直接話し合うことはありません)。

・利用できる人 県内の事業所に雇用されている、または雇用されていた労働者個人及び事業所の使用者

○お問い合わせ先

島根県雇用政策課 0852-22-6557

島根県労働委員会 0852-22-5450



～隠岐島前病院からのお知らせ～

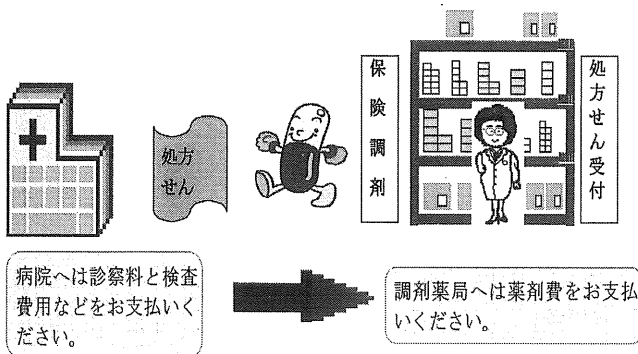
患者のみなさまへのお知らせ

隠岐島前病院では、皆様によりよい医療を提供するために、『医薬分業』を実施することにいたしました。

5月1日からは、外来の患者様にはお薬ではなく『院外処方せん（有効期限4日間）』を発行しますので、調剤薬局（病院のすぐ隣です。）へ『院外処方せん』を持参して『お薬』をお受け取りください。

★☆☆医薬分業のメリット★☆☆

1. 医師が専門技術に全力を注ぐことができ、医療の向上が期待できます。
2. 調剤薬局では、薬の専門家である薬剤師が薬の服用方法、その他薬に関することについて十分に説明しますので、お気軽にお聞きください。
3. 病気の具合では、ご家族の方が「院外処方せん」を持っていなくても結構です。
4. 混雑しているときの待ち時間が短縮されます。
5. 調剤薬局では、島前病院以外の医療機関で院外処方されたお薬も取扱えるので、患者さまお一人づつを一括管理できます。



医薬分業・院外処方せんについて



病院での診察および会計が終わりお薬の院外処方せんをもらったら、調剤薬局（保険薬局）に持っていきお薬をもらいましょう！
なお、お薬代は調剤薬局（保険薬局）でお支払いいただくことになります。

院外処方せんは患者さまが自由に選んだ薬局で調剤してもらうことができますが、いつも同じ調剤薬局（保険薬局）を選ぶことにより、その調剤薬局（保険薬局）が患者さまの『かかりつけ薬局』となり、患者さまにとって大きな利点となります。

かかりつけ薬局の利点

①	患者さまの体質やお使いになるお薬などを記録して、体に合わないお薬による副作用などを防止してくれます。
②	2つ以上の病院にかかっている場合にも、別々の医師から処方されたお薬が重なって効きすぎたりすることや、飲み合わせによる副作用などを防止してくれます。
③	お住まいの近くの「かかりつけ薬局」なら、お薬の院外処方せんの発行日から4日以内であれば、ご自身の都合に合わせて薬を取りに行くことができます。
④	お薬や健康について、いつでも気軽に相談にのっていただけます。

※ お支払いについて

病院では診察料、検査料、処方せん料などをお支払いください。お薬代はいただきません。お薬代は処方せんを持参した（調剤）薬局でお支払いください。
なお、調剤薬局からは、きめ細かなサービスを受けることとなりますので、病院からお薬を受け取ったときと比べると、若干お薬代は高くなります。

※ 院外処方せんの有効期限、紛失、再発行について

有効期限は、発行の日から4日間となります。
紛失された場合の再発行は、全額実費（保険診療外）となりますが、病状の変化によっては、再診、処方変更（保険診療内）もあり得ます。
有効期限を過ぎてしまった場合には再診となり、診察料（保険診療内）のお支払いが発生します。

隠岐島前病院 院長 白石 義彦

ボランティア会員募集!**隠岐島前病院ボランティアの会発足のお知らせ**

先ごろ行われた、隠岐と佐渡を結んだ離島医療に関するテレビ電話の会議で参加者から「病院ボランティアをしたい。」という発言があり、それに賛同した有志と隠岐島前病院が話し合った結果、次の活動をしようということになりました。

関心のある方は、会員になってみませんか？
ご連絡をお待ちしております。



◆ ボランティアの活動内容 (案)

- ・ 隠岐島前病院に絵画等の展示
 - ・ レクリエーション等の病院イベントへの協力
 - ・ 野の花などの生け花
 - ・ 入院患者の買い物のお手伝い
 - ・ 病院周辺の美化
- ※月1～2回程度 (土曜日午後1時30分～)

◆ 会 費 (案)

活動費として年会費1,000円程度

◆ 申し込み・お問い合わせ先

谷田 順子 (西ノ島町浦郷) TEL: 6-0242
岡田 昌平 (西ノ島町大津) TEL: 6-1303

2009年1月スタート!
(2008年12月1日開始)

販路の拡大、自社商品のPRなどをご希望のみなさまへ

日本政策金融公庫 国民生活事業が運営する
ビジネスマッチングゲートをご活用ください。

※詳しくは、次のサイトをご覧ください。

<http://match.k.jfc.go.jp/>

(公庫 国民生活事業ホームページ内)



日本政策金融公庫
国民生活事業

一般幹部候補生及び技術幹部候補生を募集します

一般・海上技術・歯科・薬剤科のコースから各自衛隊の幹部自衛官となる者(飛行要員含む)を養成する制度です。

幹部自衛官とは・・・

部隊の骨幹になり、強い責任感と実行力で部隊を指揮する立場にあり、卓越したリーダーシップを持ち、自衛隊をめぐる内外の変化に柔軟に対応し得る優れた自衛官が求められています。

【受付期間】 平成21年4月1日(水)から5月12日(火)

【応募資格】 日本国籍を有し、平成22年4月1日現在、20歳以上26歳未満の者(22歳未満の者は大学卒) 大学院修士学位取得(見込含)は28歳未満の者

【採用試験】 第1次試験

- ・ 筆記試験 平成21年5月16日(土)
- ・ 操縦適性検査 平成21年5月17日(日)(飛行要員希望者)

第2次試験

- ・ 平成21年6月16日(火)から18日(木)のうち指定する1日

【試験場所】 第1次試験 受付時に通知
(飛行要員の操縦適性検査は島根地方協力本部)
第2次試験会場 別示

【合格発表】 第1次合格発表 平成21年6月5日(金)

【採用時期】 平成22年3月下旬から4月上旬

【問い合わせ先】 自衛隊島根地方協力本部
隠岐の島駐在員事務所(電話08512(2)8351)
<http://www.mod.go.jp/pco/shimane>

